

BR防-601-04 平成12年6月1日制定 平成23年4月1日改訂 平成23年7月21日改訂 平成24年4月1日改訂

防災機器型式適合認定申請要領



評定部 設備防災課

目 次

§	1		型	式	適	合	認力	2の対象	р	1	
§ :	2		型	式	適	合	認力	『に関する手続のフロー	р	2	
§ :	3		型	式	適	合	認되	ごに要する費用	р	4	
§ '	4		型	式	適	合	認되	🛚 申請の業務期日の延期及び取り下げ	р	4	
§ .	5		お	問	١J	合	わt	<u> </u>	р	4	
Ì	巹	料									
		資	料	-	1)	ᅖᆴ	t適合認定申請書につ <i>いて</i>	р	5	
		資	料	-	2)	型ェ	t 適合認定用提出図書作成要領	р	7	
		資	料	-	3)	委員	会におけるヒアリングの留意事項	р	9	
		資	料	-	4)	委員	ada: 部会訂正資料、委員会報告資料	р	1 ()
							作瓦	說 要領			
		資	料	-	5)	最終	s 版 作 成 要 領	р	1 1	1
ŧ	羕	式									
		樣	式	-	1		指挤	事項回答書	р	1 2	2
		樣	式	-	2		型ェ	t適合認定手数料	р	1 4	4
		樣	式	-	3		業系	S期日延期依頼書	р	1 5	5
		樣	式	-	4		取り	下げ届	р	1 6	5

当財団が行う防災機器等の型式適合認定は、建築基準法68条の10第一項の規定に基づく建設大臣認定について、その業務を建設省から指定された認定機関として実施するものです。

この認定を行うため、当財団に学識経験者により構成される「防災機器性能審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置しています。

なお、審査の申請にあたっては、この申請要領に従って十分検討のうえ、該当項目に関する資料を提出下さい。

§ 1.型式適合認定の対象

当委員会で型式適合認定の対象とするものは、下記のとおりです。

建築基準法施行令(以下「令」という)第136条の2の11第2号(1)(防火設備)

- 令第136条の2の11第2号(5)(非常用の照明装置)
- 令第136条の2の11第2号(7)(冷却塔設備)
- 令第136条の2の11第2号(10)(避雷設備)

§ 2 . 型式適合認定に関する手続きのフロー

申請から、型式適合認定完了までの手続きのフローは以下のとおりです。 また、申請にあたっては、本要領の他に以下の文書を参考にして下さい。

型式適合認定及び型式部材製造者認証業務のご案内(BR-501)

認定等業務規定(BR-02)

認定等業務約款(BR-506)

事前相談

(1) 型式適合認定申請にあたっては、事務局担当者(評定部設備防災課)と十分な打ち合わせを行い、作成要領を参照して型式適合認定用提出図書の作成を進めて下さい。又、事前相談時に今後の手順等について説明致します。

(注:「§1型式適合認定の対象」に規定されているもの以外は受付出来ません)

受付 資料提出 (2) 以下の資料を委員会開催の1週間前までに提出して下さい。

委員会 (受理審議) (3) 委員会及び事務局が必要と認めた案件の申請者の方は、委員会に出席して頂き、申請内容の概要を説明(以下「ヒアリング*1」)して頂きます。その後、認定員の質問に回答して頂く形式で審議を行います。審議した結果、申請が受理された場合、担当認定員2名以上を決定し、部会を構成します。また、類似案件の申請、認定取得済の0EM案件等の場合はこの委員会で合格とする場合があります。その場合、手順の(6)~(9)は省略となります。 (*1資料-3参照)

委員会結果 部会日程 連絡 (4) 委員会(受理審議)の結果、部会日程等を翌日以降にFAXで連絡致します。

手数料の 請求

部会 報告資料 提出

- (5) 型式適合認定手数料については、申請を受理した場合、請求書を送付致しますので、認定終了までに所定の金融機関へ振り込み下さい。
- (6) 部会では、申請者の方に出席して頂き、担当認定員により詳細な検討が行われます。又、部会は問題点が全て解消するまで繰り返し行われ、必要に応じて補足試験等に担当認定員が立ち会うことがあります。
- (7) 部会において技術的な問題点が全て解決された案件については、最も近い時期に開催される委員会に審議内容を報告致します。委員会報告用資料を提出してください。提出期限は委員会前日です。

(資料-4参照)

委員会 (報告審議) (8) 委員会(報告審議)では、担当認定員より(7)の委員会報告資料に基づき審議内容の報告を行います。(原則として申請者の出席は必要ありません。)

委員会では、担当認定員の報告を基に検討を行い、「合格」、「条件付き 合格」、「保留」の判定を行います。

委員会 (報告審議) 結果連絡 (9) 委員会(報告審議)での結果を翌日以降にFAXにて連絡致します。委員会翌日までにFAXが届かない場合には事務局まで連絡下さい。「条件付き合格」、「保留」と判定された案件については、委員会の指摘事項に対する訂正資料を提出して下さい。その後、「条件付き合格」案件については、担当認定員又は事務局が訂正内容を確認します。また、「保留」と判定された案件については委員会及び部会で再度審議致します。

型式適合 認定書発行

(10) (8)委員会(報告審議)において「合格」と判定された案件及び「条件付き合格」と判定され指摘事項が訂正された案件について型式適合認定書を交付致します。型式適合認定書が出来上がりましたらFAXにて連絡致します。型式適合認定書を受け取りに来て下さい。又、郵送を希望される場合は、その旨を事務局に連絡下さい。書留にて送付致します。尚、型式適合認定手数料が未納の場合は型式適合認定書が交付出来ませんので了承下さい。

最終版提出

認定完了

(11) 委員会及び部会において審査を行った事項を反映させ、追記・修正等が全て済まされた型式適合認定用提出図書を基に「最終版」(資料-5参照)を2部作成し事務局へ提出して下さい。提出された最終版には、当財団最終版確認印を捺印し、1部を返却します。

(資料-5参照)

(12) その他(型式適合認定の打ち切り)

委員会及び部会における審査の段階で、一連の規定に適合していると判断することが困難で、かつ業務期日までに審査を終了する見込みがない場合は、審査作業を打ち切り、型式適合認定をしない旨の通知書を発行致します。この場合、納入された型式適合認定手数料は、原則として返却出来ませんので注意下さい。

§ 3 . 型式適合認定に要する費用

本型式適合認定にあたっては、別紙に定める「手数料一覧表(BR-510)」に掲げる額が必要となります。請求は、委員会受理後、請求書を送付致しますので、所定の金融機関に振込み下さい。入金が確認されない場合は、型式適合認定書の発行が出来ませんので注意下さい。 (様式-2参照)

§ 4.型式適合認定申請の業務期日の延期及び取り下げ

申請者側の都合により業務期日の延期の希望がある場合は延期する期日、延期の理由を記した「業務期日延期依頼書(BF60-07)」を提出して下さい。 (様式-3参照)また、申請者側の都合により審査の途中で申請の取り下げを希望する場合は「取り下げ届(BF02-04)」を提出して下さい。 (様式-4参照)